

水給第 101 号
令和6年5月20日

指定給水装置工事事業者 各位
指定排水設備工事事業者 各位

鹿児島市水道局 給排水設備課
課長 大山 英一
(公 印 省 略)

給水装置工事施行基準及び排水設備工事施行基準の一部改正について（通知）

平素より本市の上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび「給水装置工事施行基準」及び「排水設備工事施行基準」について、一部改正を行いますので通知致します。改正内容は下記をご参照ください。

ご理解のほど、よろしく申し上げます。

【主な改正内容】

（1）給水装置工事施行基準

・裏面のとおり

（2）排水設備工事施行基準

・裏面のとおり

【運用開始日】 令和6年6月1日 施行

【改正版の配布】

改正箇所につきましては、水道局ホームページの「給水装置工事施行基準・排水設備工事施行基準」からダウンロードできます。（6月1日以降）

【問い合わせ先】 給排水設備課

南部審査係：Tel 099-213-8523

北部審査係：Tel 099-213-8524

(1) 給水装置工事施行基準

【改正内容】 ※ () 内はページ番号

- ・ 特殊器具の定義の追加 (1-1-1)
→ 定義の記載。「第五版 水道法逐条解説」日本水道協会より一部抜粋。
- ・ 水道法の一部改正による整理 (1-1-2) (2-2-1)
→ 「厚生労働省」から「国土交通省」へ所掌変更に伴う修正。
- ・ 定義記載による注釈の削除 (3-1-31)
→ 特殊器具の定義記載に伴い削除。
- ・ 管工事におけるダクタイル鋳鉄管の形式の追加 (3-2-3)
→ 無償譲渡を対象とする管工事の使用管種の記載。
- ・ 管工事における水道配水用ポリエチレン管のφ75・φ100口径の追加 (3-2-3)
→ 水道部の水道本管採用管種の口径追加に伴い、無償譲渡を対象とする管工事申請における口径を同様に追加。
- ・ 第一止水栓または水道メーターまでの管種指定の追記 (3-2-3)
→ 構造的に必要なない複数管種採用を防止するもの。
- ・ メカニカル接合について文言修正 (3-3-11)
→ 「給水装置工事技術指針 2020」と同様な文言へ修正。
- ・ 旧ページ表記の修正 (3-3-13)
→ 誤記修正。
- ・ ゼロポイント長さの名称変更 (3-3-13)
→ 「給水装置工事技術指針 2020」と同様な文言へ修正。
- ・ 給水装置に係る第三者認証機関の業務等の指針」の所掌変更 (参-11-2)
→ 国土交通省・環境省へ所掌変更のため補足説明の記載。

- ・参考文献に下記を追加

→12. “「建設用ステンレス配管マニュアル」「配管マニュアル」「配管ガイド」
ステンレス協会”へ修正。

21. “「技術資料」ポリブデン工業会”を追記。

22. “「JWWA 規格」日本水道協会”を追記。

(2) 排水設備工事施行基準について

【改正内容】 ※ () 内はページ番号

- ・SHASE-S を最新版に修正 (3-2-6) (3-2-34) (3-2-41)

→表の内容に変更なし。

- ・図 3-34 の (ア) と (イ) 図の入れ替え (3-2-34)

→図の内容に変更なし。